

令和 8 年 3 月 5 日

東京都中央卸売市場

中央卸売市場経営強靱化推進事業補助金 「暑さ対策支援枠」応募案内

～令和 8 年 3 月 5 日（木）より申請受付開始～

都は、「中央卸売市場経営強靱化推進事業（補助事業）」により、市場業者の皆さまの新しいビジネスや業務改善等の意欲的な取組等を支援しています。

このたび、猛暑下において熱中症対策に取り組む市場業者の皆さまを後押しするため、補助区分を新設しました。

<目次>

○ 「暑さ対策支援枠」の概要	2	《資料集》	
○ 申請から補助金交付までの流れ	2	① 暑さ対策支援枠に関する質問と回答	7
○ 補助対象者	3	② 様式集（暑さ対策支援枠）	8
○ 申請受付開始日（暑さ対策支援枠）	3		
○ 申請様式	3		
○ 補助対象期間（暑さ対策支援枠）	3		
○ 実績報告書提出時期	3		
○ 補助金の算定方法	3		
○ 補助対象経費	4		
○ 補助対象外経費	4		
○ 申請時に提出する書類	5		
○ 実績報告時に提出する書類	6		
○ 申請受付・相談先	6		

○ 「暑さ対策支援枠」の概要

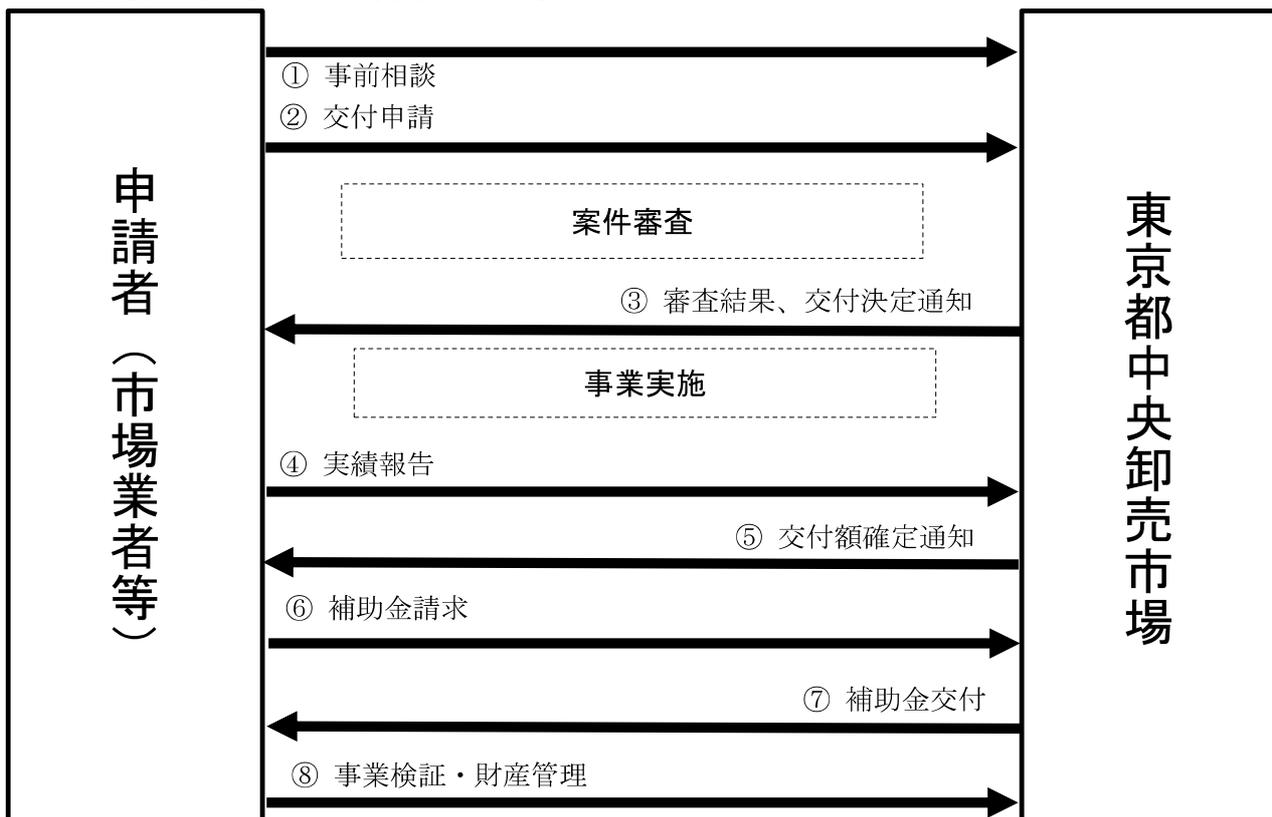
補助区分	補助率	補助上限額
暑さ対策支援枠	3分の2 ※	200万円
従業員等の熱中症対策を支援する区分です。 【補助対象】 ① 従業員等の熱中症対策として体温を下げるための機能を有する作業服等の導入 ^(注1) ② 従業員等の熱中症の初期症状等による体調急変を把握できる小型携帯機器（ウェアラブルデバイス）の導入 ^(注2) ③ 従業員等の熱中症リスクの把握に資する暑さ指数（WBGT）計測器の導入 ^(注3) （注1） 作業服等の着用部位ごとに従業員等1名あたり1点までを上限とする。 （注2） 従業員等1名あたり1点までを上限とする。 （注3） 日本産業規格JIS Z 8504又はB 7922に適合したものに限り。		
【主たる使用場所】 ① 外気に直接触れる屋外環境 ② 熱中症対策が必要となる暑熱な屋内環境 など		
経営アドバイザー事前相談	—	経営セミナー受講

※ 売上高要件補助率の設定

物価の高騰や円安の進行の影響などにより、売上高が減少する市場業者（業界団体を除く）の経営基盤の強化に向けた取組を高補助率で後押しします。

令和8年1月以降で連続する任意の3か月の売上高合計が、平成31年4月以降の同期間に比べて20%以上減少している場合、暑さ対策支援枠は「5分の4」の補助率となります。

○ 申請から補助金交付までの流れ



○ 補助対象者

業 種	要 件
卸売業者	① 売買参加者以外の者は、各市場において、施設の使用許可等を受けていること。 ② 売買参加者*は、その承認を受けていること。 ③ 支払義務のある者は、市場施設使用料を滞納していないこと。 ④ 提出義務のある者は、都に事業報告書の提出をしていること。 ⑤ 納税義務のある者は、法人税等の税金の滞納をしていないこと（都税）。 ⑥ 造作を伴う申請の場合は、都の造作承認を受けていること（申請に間に合わない特段の事情がある場合は、申請後に承認を受けること）。
仲卸業者	
関連事業者	
市場業者で組織する団体 （業界団体のこと。市場協会、仲卸組合、買参組合、関連組合など）	
グループ	2者以上の市場業者で構成される組織（※卸売業者、仲卸業者、関連事業者又は業界団体のいずれかが構成員に含まれること。）

※売買参加者は、卸売業者、仲卸業者、関連事業者又は業界団体とグループを組む場合のみ申請可能

○ 申請受付開始日（暑さ対策支援枠）

令和8年3月5日（木）から

○ 申請様式

以下のリンク先または右の二次元コードからダウンロードできます。
（東京都事務室でも配布しています。）



<https://www.shijou.metro.tokyo.lg.jp/party/support/kaxtuseika/index.html>

○ 補助対象期間（暑さ対策支援枠）

令和8年3月5日（木）から令和9年2月26日（金）まで

○ 実績報告書提出時期

事業完了後概ね2週間以内にご提出ください。

○ 補助金の算定方法

補助金交付申請額（※）＝（補助対象経費－本補助金以外の収入）× 補助率
（※千円未満の端数は切捨て）

○ 補助対象経費

補助対象経費は、補助対象事業の期間中に当該事業に対して支出する費用で、明確に区分ができ、かつ証拠書類で金額等が確認できるものに限りです。

○ 補助対象外経費

- ・ 経常的な事業活動等に要する経費
- ・ 申請者の構成員に対する報償費、人件費
- ・ 社会通念上、不当に高額と認められる経費
- ・ 領収書等の不存等により、金額等の確認ができない経費
- ・ 交付決定以前に、契約や購入等を行った経費
- ・ 他の経費と明確に区分できない経費
- ・ 事業期間内に完了しない事業に係る経費又は支払が完了しない経費
- ・ この補助金とは別に、都の補助金の交付決定を受けている事業に係る経費
- ・ 消費税及び地方消費税、その他の租税公課
- ・ 会議室使用料等を含む都の市場使用料
- ・ 飲食経費（昼食代を含む）
- ・ 賞金、金券、クーポン券
- ・ 施設整備に係る経費（設備の導入は除く）
- ・ 目的外使用の排除が困難な経費（車両等）
- ・ 申請グループ内での受発注業務に係る経費
- ・ 市場外業者が負担する経費
- ・ その他知事が不相当と認める経費

【取得財産の管理について】

- ・ 補助対象経費で購入した物品等は、当該事業以外の目的での使用等は認められません。また、事業期間終了後に廃棄や売却等を行う際、都への事前の届出が必要です。
- ・ 特に、取得価格が **50万円（税抜）以上の財産**について、取得後、耐用年数を過ぎる前に 廃棄や売却等を行う場合は、補助金返還の対象となります。 該当がある場合は、各場の東京都事務室にご連絡ください。

○ 申請時に提出する書類

項番	必要書類	部数	備考	
共通書類	1	交付申請書	1	所定様式
	2	事業計画書	1	(事業計画書は補助区分ごとに様式が異なる)
	3	事業収支予算書	1	
	4	【卸売業者、仲卸業者、関連事業者】 ・事業報告書 【売買参加者、市場外業者】 ア 法人：履歴事項証明書（写） イ 法人以外：定款や規約等申請者の名義で活動していることがわかる資料 【業界団体】 ・団体役員等構成員名簿	1	・事業報告書は、既に都へ直近のものを提出済の場合は省略可 ・団体役員等構成員名簿は、代表者氏名を明記
	5	納税状況を証明する以下の書類（写） ア 法人：直近の法人事業税及び法人都民税の納税証明書（直近のもの） イ 個人：直近の個人事業税の納税証明書（直近のもの）	1	・左記イで非課税の場合は、所得税及び住民税の納税証明書（直近のもの） (注)同一年度2回目以降の申請時、1回目から課税対象期間に変化が無い場合は省略可
	6	経費の積算がわかる書類 ・見積書、カタログ等（写）	1	・補助対象経費の妥当性を確認するため、見積書は「〇〇一式 〇〇円」という表記を避けて具体的に記載
提出必要に応じて書類	7	【グループで申請する場合】 ・グループ構成員等名簿	1	・構成員の役割や費用の分担等を明記 (注)費用負担がないグループ構成員がいる場合は、申請は不可
	8	【設備・機器等の導入の場合】 ア 導入設備の概要がわかる書類（写） イ 熱中症対策の対象となる従業員等の人数などがわかる書類 ウ 暑さ指数(WBGT)計測器は、日本産業規格 J I S Z 8 5 0 4 又は B 7 9 2 2 に適合していることがわかるもの	1	
提出必要に応じて書類	9	・売上高減少証明書	1	所定様式 ・決算書や月次試算表、売上台帳等の売上高がわかる書類を添付 ・売上高要件補助率の適用を希望する場合に提出
	10	・その他知事が必要と認めた書類	1	

【申請前に必ずご確認ください】

- 申請にあたっては、各場の東京都事務室に相談してください。
- 国が運営する法人向けの補助金システム「jGrants」等を活用して、オンラインで申請することも可能です。ご希望の場合は、各場の東京都事務室にご連絡ください。
- 交付決定後に契約・購入したものが補助金交付対象となります。
- 採択された案件については、全11市場における取組を広げるため、取組の概要を各場に情報提供を行うことがあります。
- 交付決定後、次の変更を行うときは、原則、都への事前の届出が必要になります。
 - ・ 交付決定額の増額を要する変更
 - ・ 交付目的の達成に支障が生じ、又は事業効果の低下をもたらす恐れのある事業計画の変更
 - ・ 目的、実施期間、実施時期、実施内容、場所、設備の調達等、事業の基本部分に関わる変更
 - ・ 補助対象事業の中止、廃止
- 交付決定後又は補助金交付後であっても、「補助金交付要綱」に違反があった場合は、交付決定の取消し又は補助金の返還を命じることがあります。その場合、違約加算金や延滞金がかかることがあります。

○ 実績報告時に提出する書類

項番	必要書類	部数	備考
1	実績報告書	1	所定様式
2	事業成果報告書	1	(事業成果報告書は補助区分ごとに様式が異なる)
3	事業収支決算書	1	
4	契約等を証する書類 ・ 契約書、注文請書、発注書等 (写)	1	・ 経費の内容及び金額が詳細かつ明瞭に示された内訳を記載 ・ 補助金交付決定日以降の契約等であること
5	事業の完了を証する書類 ・ 納品書、写真、請求書等 (写)	1	・ 事業期間内に事業が完了していること ・ 取得価格が50万円(税抜)以上の財産の場合、「納品書」など納品日が確認できる書類を提出
6	経費の支払完了を証する書類 ・ 領収書、金融機関の振込証明等 (写)	1	・ 補助金交付決定後、事業期間中に支払った経費であること ・ 振込予約・振込依頼の完了等の確認書類は不可。振込が「完了」したことを確認できる書類を提出
7	その他、交付決定通知書の付記条件により必要とされる書類等	1	

＜申請受付・相談先＞

各場東京都事務室

■資料集① 暑さ対策支援枠に関する質問と回答

No.	分類	質問	回答
1	暑さ対策支援枠	「従業員等の熱中症対策として体温を下げるための機能を有する作業服等」とは具体的にどのようなものが対象となりますか？	空調服や水冷服、ネッククーラーなどが対象となります。
2	暑さ対策支援枠	従業員等に対して、空調服とネッククーラーをそれぞれ購入する場合、どちらも補助対象となりますか？	空調服とネッククーラーのように、装着する部位が異なるなど、一体として熱中症対策に資するものであれば、あわせて補助対象とすることができます。ただし、装着する部位が重複する場合（例：空調服と水冷服）は、いずれか一方のみが補助対象となります。
3	暑さ対策支援枠	空調服の充電器などの付属品は対象となりますか？	補助事業を実施する上で必要不可欠な付属品は補助対象となります。
4	暑さ対策支援枠	1回の使用で廃棄する冷却シート等は対象となりますか？	熱中症対策として継続的に使用されるものが補助対象となりますので、使い切りのものは原則として対象外となります。
5	暑さ対策支援枠	「従業員等の熱中症の初期症状等による体調急変を把握できる小型携帯機器」とは具体的にどのようなものが対象となりますか？	暑熱環境下での熱中症リスクを把握・回避するためのウェアラブルデバイスなどが対象となります。
6	暑さ対策支援枠	パートやアルバイトの熱中症対策として水冷服等を購入するのですが、対象となりますか？	パートやアルバイト向けのものも対象となりますが、予備や採用予定の方のための購入経費は原則として対象外となります。
7	暑さ対策支援枠	従業員等の熱中症対策として導入する機器等の使用場所について、何か制限はありますか？	外気に直接触れる屋外環境、もしくは、熱中症対策が必要となる暑熱な屋内環境（室温31℃又はWBGT28℃を超える場所など）において使用するものが補助対象となります。
8	補助金の支払	補助金はいつ交付されますか？	事業完了後に実績報告書を提出していただき、その内容の確認後になります。
9	補助金の支払	補助金交付決定日より前に契約・着手したもので、領収書の日付が交付決定日以降であれば補助対象になりますか？	補助対象となりません。補助金の申請を行う経費は、契約及び事業着手の時期がいずれも、都の補助金交付決定日以降である必要があります。
10	補助金の支払	事業経費をクレジットカードで支払うのは可能ですか？	可能です。ただし、カード会社への支払いが補助事業期間中に完了している必要があります。また、ポイントが付与される場合には、ポイント分を現金換算し、補助対象経費から控除する必要があります。
11	補助金の支払	個人のクレジットカードで支払ってもいいですか？	クレジットカードを使用する場合は、原則、会社名義のカードとしてください。
12	補助金の支払	物品購入は、インターネットでの注文でも構いませんか？また、ネットで購入した場合は、契約書が発行されませんがどうすればいいのでしょうか？	インターネットでの注文でも構いません。ただし、注文内容や金額、日時が分かる根拠書類（ホームページの受付完了画面や注文受付メール等）を提出いただく必要があります。
13	その他	交付決定額が予算に達した場合はどうなりますか？	補助金申請の受付を終了することを想定しています。
14	その他	交付決定後、経費が見込額よりも増えてしまう場合はどうすればいいですか？	経費の増額など、変更の事象が生じる場合は、所定の様式により、変更の申請をしてください。都で申請受理後、変更承認の是非について審査を行い、その結果を通知しますので、都の承認があった後に、変更の契約等を行ってください。
15	その他	採択案件については、公表されますか？	採択された案件については、全11市場における取組を広げるため、取組の概要を各場に情報提供を行うことがあります。

■資料集② 様式集

(第1号様式ア) (第7条関係)

令和 年 月 日

東京都知事 殿

住 所

(法人その他の団体にあつては
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては
その名称、代表者の氏名及び代表者印)

印

中央卸売市場経営強靱化推進事業補助金交付申請書

標記の補助金について交付を受けたいので、中央卸売市場経営強靱化推進事業補助金交付要綱(令和4年3月31日付3中事業第710号)第7条の規定により、次のとおり申請します。

1 交付事業の名称

2 交付事業に係る事業費、交付対象経費及び補助金交付申請額

(1) 事業費 (当該年度分)	金	円	
事業費 (翌年度分)	金	円	
(2) 交付対象経費 (当該年度分)	金	円	
交付対象経費 (翌年度分)	金	円	
(3) 補助金交付申請額 (当該年度分)	金	円	(千円未満の端数は切り捨て)
補助金交付申請額 (翌年度分)	金	円	(千円未満の端数は切り捨て)

3 交付事業の開始及び完了予定日

交付決定日 ~ 令和 年 月 日

4 申請に伴う確認事項 (該当する項目にチェックを入れること。)

- 各市場において、施設の使用許可を受けている (使用許可は受けていない)
- 売買参加者は、承認を受けていること (売買参加者ではない)
- 支払義務のある者は、市場施設使用料を滞納していない (支払義務はない)
- 提出義務のある者は、都に事業報告書の提出をしている (提出義務はない)
- 建築・造作等の承認を受けている (申請中 申請不要)
- 納税義務のある者は、法人税等の税金の滞納をしていない (都税) (納税義務はない)
- 補助事業の利用状況について、公表の対象となる可能性があることについて了解している
- 交付事業について、当該補助金の外、国や区市町村等の補助金を申請していない (申請予定あり)

(別紙 1-1)

事業計画書 (V 暑さ対策支援枠)

申請者区分	<input type="checkbox"/> 大企業 <input type="checkbox"/> 中小企業 <input type="checkbox"/> 業界団体 <input type="checkbox"/> グループ
経営計画で示す方向性	(「東京都中央卸売市場経営計画」を参照し、「Ⅲ 市場の活性化に向けた取組」の「第1 生鮮品等流通の基幹的なインフラとしての機能の強靱化」に規定する「(3) 事業継続体制の確保・強化」を記載すること)
実施内容	当該事業により実施する内容にチェックを入れ、チェックボックス下部の () に必要な記載を行うこと <input type="checkbox"/> 従業員等の熱中症対策として体温を下げるための機能を有する作業服等の導入 (作業服等の着用部位ごとに従業員等1名あたり1点まで) (導入する作業服等の名称: _____ / 導入点数: _____ 点) ※対象となる従業員等の人数などがわかる書類を提出すること <input type="checkbox"/> 従業員等の熱中症の初期症状等による体調急変を把握できる小型携帯機器 (ウェアラブルデバイス) の導入 (従業員等1名あたり1点まで) (導入機器の名称: _____ / 導入点数: _____ 点) ※対象となる従業員等の人数などがわかる書類を提出すること <input type="checkbox"/> 従業員等の熱中症リスクの把握に資する暑さ指数 (WBGT) 計測器の導入 (導入機器の名称: _____ / 導入点数: _____ 点) ※日本産業規格 J I S Z 8 5 0 4 又は B 7 9 2 2 に適合していることがわかるものを提出すること
主たる使用場所	当該事業により導入する機器等について、主たる使用場所にチェックを入れ、() に具体的な使用場所を記載すること <input type="checkbox"/> 外気に直接触れる屋外環境 (_____) <input type="checkbox"/> 熱中症対策が必要となる暑熱な屋内環境 (_____) <input type="checkbox"/> その他 (_____)
期待する効果 (複数選択可)	当該事業により期待する効果について、チェックを入れ、() 内に必要な記載を行うこと <input type="checkbox"/> 従業員等の熱中症の未然防止 <input type="checkbox"/> 熱中症のおそれのある従業員等の早期発見 <input type="checkbox"/> 暑熱な環境下での事業継続体制の確保・強化 <input type="checkbox"/> 人材定着等に向けた作業環境の改善 <input type="checkbox"/> その他 (_____)

※ 別紙 1-1 は、1 ページを目安とする

(別紙1-3)(第6条第6項関係)

【令和8年1月以降の連続する任意の3か月の合計売上高が平成31年4月以降の同期間の合計売上高と比較して20%以上減少している場合】

売上高減少証明書

下記のとおり、令和8年1月以降の連続する任意の3か月の売上高の合計が、平成31年4月以降の同期間に比べて20%以上減少しているため、中央卸売市場経営強靱化推進事業補助金交付要綱(令和4年3月31日付3中事業第710号)第6条第6項の規定に基づき、補助率を 分の として申請する。

- I、I-2 : 3分の2
- I-4、I-5、II、V : 5分の4
- III : 5分の4 (中小企業者)、3分の2 (その他)

記

1 令和8年1月以降で連続する任意の3か月の売上高

年 月	年 月	年 月	3か月合計 (A)
円	円	円	円

2 平成31年4月以降の同期間の売上高

年 月	年 月	年 月	3か月合計 (B)
円	円	円	円

3 売上高の減少率

$$(B - A) / B \times 100 = \boxed{(C) \%}$$

4 判定

$$\boxed{(C) \%} \geq 20\%$$

※ 必要添付書類：上記1及び2の売上高が分かる書類(決算書、月次試算表、売上台帳等)

(第2号様式イ)(第8条第3項関係)

第 号
年 月 日

殿

東京都知事

印

中央卸売市場経営強靱化推進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった中央卸売市場経営強靱化推進事業補助金については、次のとおり交付することとしたので、中央卸売市場経営強靱化推進事業補助金交付要綱(令和4年3月31日付3中事業第710号。以下「交付要綱」という。)第8条第3項の規定により通知します。

1 交付事業の名称

2 補助金交付決定額 (当該年度分) 金 _____ 円
(翌年度分) 金 _____ 円

3 補助事業等の開始及び完了予定日

交付決定日 ~ 年 月 日

4 補助金の交付の条件

- (1) 補助事業の内容等の変更をする場合には、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 知事が、補助金の適正な執行を期するため、報告を求め、又は状況を調査する必要があると認めるときは、これに協力すること。
- (5) 交付事業が完了したときは、速やかに知事に実績報告を行うこと。
- (6) その他、東京都補助金等交付規則(昭和37年東京都規則141号)及び交付要綱の規定を遵守すること。

5 その他

- (1) 本通知の決定内容(交付の条件を含む。)に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に申請の取り下げをすることができる。
- (2) 本決定の内容に関わらず、不当に高額と認められる経費、領収書の不存在等により使途不明な経費等、交付要綱別表第4に定める補助対象外経費に該当する経費は、補助金の交付対象外となる。

(第8号様式) (第14条関係)

令和 年 月 日

東京都知事 殿

住 所

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあっては
その名称、代表者の氏名及び代表者印)

印

中央卸売市場経営強靱化推進事業補助金実績報告書

令和 年 月 日付 中事業第 号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業
について、中央卸売市場経営強靱化推進事業補助金交付要綱（令和4年3月31日付3中事業第
710号）第14条の規定により、次のとおり実績を報告します。

1 交付事業の名称

2 補助金交付予定額 金 円
(交付決定補助金額 金 円)

(2か年度にわたり交付決定を受けている場合、実績報告の対象年度における交付予定額等を記載すること)

3 交付事業の開始及び完了日

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

4 添付書類

- (1) 事業成果報告書（別紙8-1）
- (2) 事業収支決算書（別紙8-2）
- (3) 契約等を確認できる契約書の写し等
- (4) 事業の完了を確認できる納品書の写し等
- (5) 経費の支払完了を確認できる領収書の写し等
- (6) その他交付決定通知書の付記条件により必要とされる書類

事業成果報告書 (V 暑さ対策支援枠)

実施内容	<p>当該事業により実施した内容にチェックを入れ、チェックボックス下部の () に必要な記載を行うこと</p> <p><input type="checkbox"/> 従業員等の熱中症対策として体温を下げるための機能を有する作業服等の導入 (作業服等の着用部位ごとに従業員等 1 名あたり 1 点まで)</p> <p>(導入した作業服等の名称: _____ / 導入点数: _____ 点)</p> <p><input type="checkbox"/> 従業員等の熱中症の初期症状等による体調急変を把握できる小型携帯機器 (ウェアラブルデバイス) の導入 (従業員等 1 名あたり 1 点まで)</p> <p>(導入機器の名称: _____ / 導入点数: _____ 点)</p> <p><input type="checkbox"/> 従業員等の熱中症リスクの把握に資する暑さ指数 (WBGT) 計測器の導入</p> <p>(導入機器の名称: _____ / 導入点数: _____ 点)</p>
主たる使用場所	<p>当該事業により導入した機器等について、主たる使用場所にチェックを入れ、() に具体的な使用場所を記載すること</p> <p><input type="checkbox"/> 外気に直接触れる屋外環境 (_____)</p> <p><input type="checkbox"/> 熱中症対策が必要となる暑熱な屋内環境 (_____)</p> <p><input type="checkbox"/> その他 (_____)</p>
実施事業の効果検証 (複数選択可)	<p>当該事業により生じた効果について、チェックを入れ、() に必要な記載を行うこと</p> <p><input type="checkbox"/> 従業員等の熱中症の未然防止</p> <p><input type="checkbox"/> 熱中症のおそれのある従業員等の早期発見</p> <p><input type="checkbox"/> 暑熱な環境下での事業継続体制の確保・強化</p> <p><input type="checkbox"/> 人材定着等に向けた作業環境の改善</p> <p><input type="checkbox"/> その他 (_____)</p>
今後の展望	<p>(事業の結果を踏まえた今後の展望を記載すること。また事業実施による効果が交付申請時の計画のとおり進まなかった場合、その要因として考えられることも記載すること。)</p>

※ 別紙 8 - 1 は、1 ページを目安とする

(第9号様式) (第15条関係)

第 号
年 月 日

殿

東京都知事

印

中央卸売市場経営強靱化推進事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付 第 号にて交付決定した中央卸売市場経営強靱化推進事業補助金については、次のとおり補助金額を確定したので、中央卸売市場経営強靱化推進事業補助金交付要綱（令和4年3月31日付3中事業第710号）第15条の規定により通知します。

- 1 交付事業の名称 _____
- 2 補助金交付確定額 金 _____ 円